

入札説明書

佐賀南警察署及び佐賀北警察署における放置駐車確認事務の一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札について疑義がある場合は、公告４の(1)の部局に説明を求めることができます。ただし、入札後、仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

記

1 委託業務の実施要領及び予定数量

別途交付する「佐賀南警察署及び佐賀北警察署における放置駐車確認事務仕様書」のとおり。

2 入札参加資格確認について

入札参加資格確認申請書（別記様式）に必要書類を添付し、公告に定められた期限内に提出してください。

提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。また、書類審査のほか、必要により入札参加者、委託業務従事予定者等に対する面接の方法等による確認を行うことがあります。

なお、入札参加資格確認申請書等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退書を書面で提出してください。

3 入札参加資格確認申請書に添付する書類等

- (1) 営業（組織）概要書
- (2) 同種同規模業務の履行実績調書
- (3) 誓約書
- (4) 有効な佐賀県公安委員会の登録通知書（道路交通法第51条の８第１項に規定する登録）の写し

4 入札書の提出方法

入札に参加しようとする者は、次の事項に留意し、入札書を提出してください。

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書に会社の所在地、会社の商号又は名称、及び、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しなければなりません。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に二重線を引いてください。

なお、入札書の金額は訂正してはなりません。

5 仕様書等に対する疑義について

入札説明書、仕様書等に対して疑義がある場合は、令和７年８月21日（木）午後５時までに公告４の(1)の部局に説明を求めることができます。疑義について、公告４の(1)の部局の担当者が、令和７年８月28日（木）までに回答することとします。

6 委託料の支払い方法

月ごとの完了払とし、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとします。